

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年7月20日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成29年7月3日、会社A（以下「会社」という。）に看護師として雇用され、同月26日からB所在のC（以下「事業場」という。）において、業務に従事していた。
- 2 請求人によると、利用者のリハビリに使用するホットパックを繰り返し作成する作業（以下「本件作業」という。）に従事したところ、左手首が腫れ、痛みを感じるようになったという。請求人は、平成29年8月21日、D医療機関を受診し、「左手関節炎」と診断され、同年10月13日、E医療機関を受診し、「左手関節部腱鞘炎」（これら傷病名を合わせて、以下「本件疾病」という。）と診断され療養していたところ、同年12月8日、F医療機関に転医し、「関節リウマチ」と診断された。
- 3 本件は、請求人が本件疾病を発症したのは業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付及び平成29年8月21日から同年10月12日及び同月13日から同月31日までの間の休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成30年11月27日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発症した本件疾病が業務によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件作業に従事したことにより、本件疾病を発症したと主張しているところ、上肢作業による疾病の業務上外の判断に当たっては、労働省（現；厚生労働省）労働基準局長が、「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準について」（平成9年2月3日付け基発第65号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもこれを妥当なものと考えることから、以下、認定基準に基づき判断する。

ア 過重な業務への従事について

本件作業は上肢等に負担のかかる作業と認められるが、請求人が本件作業に従事したのは、請求人及び事業場連名の報告書によると、平成29年8月1日から同月19日、同年10月2日から同月11日までの間であり、認定基準に定める「6か月程度以上」との要件には満たない。

なお、認定基準においては腱鞘炎等の傷病については、短期間に集中的に過度の負担がかかった場合には発症するとされているが、前記報告書によると、請求人の本件作業従事時間は、1日当たり約3時間30分とされており、作業内容等を斟酌しても、短期間において集中的に過重な業務に従事したとは認められない。

以上のことから、決定書理由に説示するとおり、認定基準に定める「発症前に過重な業務に従事したこと」とは認められない。

## イ 医学上妥当なものであるかについて

本件疾病は、認定基準の認定要件を満たしていないが、請求人は、本件疾病の後に診断された「関節リウマチ」についても、業務上の事由によるものと主張しているので、認定基準で定める医学上妥当なものであるかについて、以下検討する。

G医師は、平成30年7月5日付け意見書において、要旨「関節炎の分布。検査結果より関節リウマチと診断した。関節リウマチは、遺伝子要因、環境要因（喫煙等）の多因子にて発症する病気です。他院で診断されている内容に関しては、全て関節リウマチで説明しうるものがあります。」と述べ、請求人に対し本件疾病について最初に診断をしたH医師も、平成30年6月22日付け意見書において、要旨、「関節リウマチは関節炎、腱鞘炎を生じる。」と述べ、I医師も平成30年7月11日付け意見書において、要旨、「関節リウマチは内因性の免疫疾患であり、業務により発症するものではない。初期症状である本件傷病は、主治医意見書、リウマチ検査により、関節リウマチによる症状であったと考えられる。」と述べている。

以上のように、医学的見解においても、請求人の本件疾病について業務との因果関係は認められず、「関節リウマチ」についても業務との間に因果関係は認められないことから、決定書理由に説示するとおり、認定要件の「過重な業務への就労と発症までの経過が、医学上妥当なものと認められること」との要件も満たされていないことは明らかである。

(2) 以上のことから、請求人に発症した本件疾病は、認定基準の認定要件を満たしておらず、業務上の事由によるものということとはできない。

(3) なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

## 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないことから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年1月29日